

令和5年9月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和5年9月8日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第49号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第51号 災害応急対策又は災害復旧等のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- 議案第52号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について
- 日程第4 議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- 日程第5 議案第56号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第6 議案第57号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- 議案第58号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 議案第59号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 議案第60号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 議案第61号 令和5年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第7 議案第50号 令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 令和4年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和4年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和4年度高浜市水道事業会計決算認定について
- 認定第8号 令和4年度高浜市下水道事業会計決算認定について
- 日程第8 決算特別委員会の設置

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	9番	長谷川広昌
10番	北川広人	11番	鈴木勝彦
12番	柴口征寛	13番	倉田利奈
14番	黒川美克		

欠席議員

8番 岡田公作

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	木村忠好
総合政策グループリーダー	榑原雅彦
秘書人事グループリーダー	野口恒夫
ICT推進グループリーダー	平川亮二
総 務 部 長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	久世直子
行政グループ主幹	本多征樹
財務グループリーダー	清水健
市 民 部 長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	芝田啓二
経済環境グループリーダー	島口靖
税務グループリーダー	西口尚志
福 祉 部 長	磯村和志
介護障がいグループリーダー	都築真哉
こども未来部長	磯村順司
こども育成グループリーダー	板倉宏幸
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦睦彦
土木グループリーダー	清水洋己

都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	山 下 浩 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
会 計 管 理 者	桑 原 希代子
監査委員事務局長	加 藤 直
代 表 監 査 委 員	伴 野 義 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	森 本 将 史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、よろしく願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は13名であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承ください。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 議案第49号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） マイナンバーにつきまして、ひもづけの誤りで大変問題となっております。今回のこの条例改正によって、高浜市独自の何種類もの個人情報をもひもづけすることになるかと思いますが、懸念されることはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） ひもづけの誤りがあるということでございます。

政府はマイナンバーカードのひもづけの誤りなどを受け、マイナンバーカードの情報総点検本部を立ち上げております。ひもづけの誤りの再発防止策などを検討しておるわけでございます。

先月、8月8日に開催されました第2回の会合におきまして、岸田総理は、「マイナンバー制度に対する国民の信頼回復に政府を挙げて取り組む必要がある」との御発言がございました。今後、より一層国民の信頼回復に向けた取組が推進されるものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） このひもづけの誤りなんです、高浜市ではこういった誤りというのはこれまでなかったでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 高浜市におけるひもづけの誤りというところですけど、先日の新聞にも報道されておりましたけれども、再度点検を見直す市町村には該当しておりません。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 政府、岸田首相のほうで、今後、保険証のほうを廃止していくということで、すごくマイナンバーについて本当はもっと期間が欲しいところを早急にとということで、ちょっとあまりにもいろんなことを導入されているということで、様々なところで不具合が出てきていると思うんですけども、そんな中で今回の条例改正ということに当たりまして、この条例改正というのを、今、急いで国はやれと言っているんですけども、今回、この議会で上程されたということの理由について、まず1点目お聞かせいただきたいのと、それからもう一つ、保険証とかも全部マイナンバーに組み込まれるということで、今後、保険証1枚あれば全てに足りるよというふうに国のほうはよく宣伝されているんですけども、今回の子ども医療費の受給者証、それから障害者の医療費の受給者証、それから精神障害者の医療費につきましては、市独自の施策ということで、こういった施策がマイナンバーで1本では足りないということでお聞きしているので、そういう点でこのマイナンバー持っただけでは多分、これ、病院とかで受診できないと思いますので、どのような形になるのか教えていただきたいということが2点目と、3点目としましては、今回のこの条例改正により、市民にとってどのようなメリット、デメリットがあるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） まず、1点目の今回なぜこの議会上程されたかというところがございます。

今回のように独自利用事務の情報連携を開始する際には、個人情報保護委員会に届出を提出する必要があります。届出を行う事務は、各地方公共団体の番号条例上に規定されている必要があります。届出書の受付は年3回、おおよそ6月と10月と1月でありまして、これ以外の時期は受付を、届出を受け付けておりません。来年秋までに情報連携を開始するためには、個人情報保護委員会に本年10月に届出を行い、来年6月の情報連携を目指すことが必要となりますことから、本定例会にお諮りするものでございます。

2点目の子ども医療や障害者医療、精神障害者医療、各医療費受給者証のことが一本化されるかというような御趣旨の質問かと思えます。

国におきましては、地方公共団体が単独に設けた福祉医療等の助成制度に係る患者等の資格情報を、患者、医療機関等にマイナンバーカードを利用して確認可能とする仕組みにつきまして、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理するとされておりますので、現時点におきましては、国において検討中ということになります。

3番目の御質問でございますが、こういった情報連携を使って市民の方にどんなメリットがあるのかというような御趣旨の質問だと思えます。

具体的な例を挙げて申しますと、例えばB町からA市に転入した申請者が1つの窓口で、例えば児童扶養手当、これ、法定事務になります、それとひとり親等の医療費助成、これ、単独事業ということで、市単独の申請を行う場合、独自利用事務の情報連携についていない事務は、例えばひとり親の医療費助成に係る添付書類が必要となります。一方、独自利用事務の情報連携を行っている場合は、情報連携によりひとり親の医療費助成に係る添付書類等の提出が不要となるということになります。住民の皆様方にとっては、法定事務の情報連携に加えて独自利用事務の情報連携が進むことにより、多くの添付書類を削減することができるというようなメリットがございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今のお話でいきますと、令和5年度末まで検討中という御答弁がございましたので、現在もマイナンバーを持っている方は、子ども医療費の受給者証、それから障害者医療費の受給者証、障害医療費の受給者証を別で持っていないと、結局、今はマイナンバー1本でできると言いながらも、市の独自利用に関しては診療が保険というか、これらの受給者証を使っている受診ができないというところの確認と、今後、令和5年度末まで検討中ということなんですけれども、今後もそういう可能性があり得るといことの確認をまず1点目で教えていただきたいのと、あと2点目として、このひもづけによるデメリットについては御説明がなかったので、これ、答弁漏れですのでお願いしたいことと、それから、独自利用事務を同じように行っていて、

それが連携されていれば、今のように事務処理に関して市民の利便性が高まるというような御説明だったと思うんですけども、この独自利用事務について、各自治体、今の話で言うと、結局転居しなければメリットがないのかなというところの確認と、それから、独自利用事務として、各市町の独自の施策があると思うんですけども、同じような施策でも結局多少内容とか、金額とか、いろいろ変わってきた場合、そういう場合には使えるのか、使えないのか、そのあたりも検討中なのかどうなのか、答弁漏れのないようにお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） まず、1点目の子ども医療費や障害者医療費、障害者医療費の受給者証のことでございますけれども、議員申されたとおり、現状では、マイナンバーカードとプラスアルファして受給者証の提出が必要となります。

今後につきましても、先ほど答弁申し上げましたように、今、国のほうが検討しておるということで、明確な時期は申せませんが、そういった形で国が今検討しておるというところでございます。

デメリットについては、何がデメリットかというのは、ちょっと具体的には浮かばないんですけども、基本的にはマイナンバーカードを使って市民の利便性をよくしていくというのが一つの方向性でございますので、そういった趣旨で御理解いただければと思います。

次に、独自利用の転入、転出のときじゃないとメリットがないのかというような御趣旨の質問だと思いますけれども、こういった転入、転出の、先ほども申しました、添付書類の不要となってくるころはあります。あと、実際にもう始まっております、転入とか転出の手続でマイナンバーカードを使って事務が完了できるというような形がありますので、今後、よりマイナンバーカードを使った事務が推進をされるというふうに認識をしております。

最後は、最後、ちょっと申し訳ございません、質問がちょっと、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 最後なんですけれども、その独自利用事務に各市町の独自の施策があると思うんですけども、それについては、例えば同じような独自施策だとしても、内容が変わってきたりとか、いろいろ若干変わったり、金額が変わったりとかあるかと思うんですけども、例えば高浜市だとこの3つということなんですけれども、ほかだともっともっと独自施策やっていて、そういうところとも連携というか、マイナンバーでくっつけていくよ、ひもづけしていくよということなんですけれども、そういう条例の中の中身が全部精査した上できちんとそれが反映されるということで国も検討されているということでよろしかったですよというところの確認です。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） すみません、ありがとうございました。

独自利用の事務につきましても、今後、新たなものが必要に応じて発生をしていくというふう
に考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） ちょっと1点補足させていただきます。

福祉医療のどのような利便性があるのかというところでございますが、現在、福祉医療を受給
されている方は、必ず健康保険証を実際にその方にお持ちいただいて、我々は確認しております。
これがマイナンバーカードと一体化されますとデータで見られるようになりますので、そういう
物理的な確認の作業がなくなるということで、市民の皆さんはマイナンバーカードを持ってお越
しいただいたら、我々はスムーズに手続ができるという、市民の利便性は大いに高まるというの
と、やはり行政の効率化というのも大きな目的でございますので、よろしく願いいたします。

〔「議長、13番」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 確認ですか。

○13番（倉田利奈） すみません、意図している質問と答弁が違うので、すみません。

○議長（杉浦康憲） 多分、あれですよ、独自利用の場合の差が、他市に持っていった場合に
同じようなことは反映されるのかということ御質問されたと思うんですよ。その答弁が違う
と。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） だから、独自利用が同じような条例とか、同じような施策であっても、中
身がすごくいろいろ様々だと思っておりますので、そういった細かいところまで国としてはちゃんとひ
もづけがされるということで検討されるということでよろしかったでしょうかというところの答
弁だけお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 独自利用のところでの部分でございますけれども、当然ながら、例
えば市の、高浜市の子ども医療費の関係の方が市外に転出されたとなれば、そちらの市のほうで
ちゃんとひもつけされて同じような制度を受けられるということで、その市町村で独自利用の申
請をされるという形になってくるかと思えます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第49号の質疑を終結い
たします。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第36条第1項の規定により、
議案付託表のとおり総務建設委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 議案第51号より議案第52号を会議規則第34条の規定により、一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、議案第51号及び第52号について、質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号及び議案第52号については、会議規則第36条第1項の規定により、議案付託表のとおり福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について、総括質疑を行います。

3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） この損害賠償に至った経緯についてお伺いしたいです。この借地料をお支払いしてお借りするのが一般的だと思います。ですが、このかわら美術館駐車場の借地契約について、借地料が無償で、固定資産税及び都市計画税を非課税とした経緯を教えてくださいのと、また、それがどうして損害賠償となった経緯についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） まず、借地料無償、固定資産税、都市計画税を非課税としたという部分の経緯というところでございますけれども、まず、この本件の土地につきましては、従前お借りしておりました衣浦臨海鉄道高架下の駐車場が使用できなくなったため、その代替場所として平成25年度からお借りをしているものでございます。

土地所有者に対しましては、かわら美術館駐車場を目的として使用する際に、借地料は無償でお借りしたいとお願いをしましたところ、土地所有者からは承諾をいただいたこともあり、契約当初から借地料は無償、固定資産税及び都市計画税は非課税としております。

なお、法律上、市が公用、公共の用を目的で無償借地した場合は、固定資産税などを課することができないとされておりますので、それに基づいての契約という形になります。

もう一問の御質問であります。

じゃ、今回のケースは損害賠償にという話で、なぜ損害賠償かという話でございます。この契約当時、市も土地所有者も、固定資産税や都市計画税の非課税要件に該当する方法で本件土地を使用するという認識で無償の契約を締結させていただきました。しかし、その後当該土地の一部使用状況が変わるということに伴いまして、結果として、固定資産税等の課税がなされたということでございます。

このことによりまして、土地所有者の方には、無償、非課税という契約を結んでいたにもかかわらず、固定資産税などを収めていただくということになりました。そして、土地所有者からは、

契約に反するという状況につきまして、検討を求める申入れが出ておりますので、市としては、契約に定めることを履行することができず、無償でお借りしているにもかかわらず固定資産税等の納付を土地所有者に負わせたことから、固定資産税等につきまして、それに相当する額を損害賠償という形でお支払いするというものでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それでは、私も3点ほど質問させていただきます。

中日新聞の記事にて、「吉岡初浩市長は契約にいささか問題があったと述べた」と書かれておりますが、いつのどの契約にどのような問題があったのかお答えください。

それからもう一つ、いつ、誰の、どのような過失により損害賠償となったのでしょうか。

もう一つ、土地所有者は、いつ、どのような理由で損害賠償を求めてきたのか教えてください。

以上、3問、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） ただいまの3件の質問で、まず1点目ということで、契約に関するまず質問であったかと思えます。

いつ、どのような契約でという形なんですけれども、まず、平成25年の4月に土地の借地契約、平成25年9月、10月にコンテナハウスの設置の覚書、平成26年9月に観光案内所の周辺整備の覚書を締結しておりまして、観光案内所の設置や案内所周辺整備は、本来市の観光事業の一環であると捉えておりましたが、本来であればその設置状況を踏まえて、税務グループとの協議をして、課税が必要になればそれに対応する額を支払うという手順をすべきものであったと考えております。

2点目の過失という、どういう形で損害賠償となったということなんですけれども、これにつきましては、コンテナハウスの設置や観光案内所の周辺整備時に、先ほど申しましたように、課税の必要性を踏まえた借地担当グループと税務グループとの連携、情報共有をすべきものであったという形で捉えております。

3点目の土地所有者の方への賠償、損害賠償を求めてきたその部分のことですけれども、土地所有者さんからは、5年間遡及した課税額を土地所有者は納付をしておりますので、そのことを踏まえて、7月5日にそのことに対する検討を求める申入書を提出いただいたという形になっております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） もう少し詳しく御答弁いただきたいんですけれども、2つ目の質問で、いつ、誰の、どのような過失により損害賠償となったのでしょうかという質問ですけれども、これ

はどなたに責任があるか、いわゆる土地の提供者のほうは、最初の契約どおりやってくれれば問題なかったわけですがけれども、先ほど言われたように、税務グループと、それから観光協会のところで行き違いがあったというような話だったんですがけれども、実際にこういったことをしっかりしていただかないというと、これからはこういったような問題が起きるわけですね。その辺のところをきちっと説明をしていただきたいと思います。

それから、どのような過失、この過失の内容ですね、そのことにつきましても1回きちっとお答えいただきたいと思います。

それから、3番目のところは、7月5日に文書で申し入れがあったと。ということは、地主のほうから無償で契約するということがあったのが課税をされたから、そのことに対して何とかしてほしいと、そういった話で、その辺のところの具体的な理由ももう少し説明してください。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 先ほどの2番目の質問のところでの過失ですとか、またそういった職員の責任とかそういった、に関連する話かと思えますけれども、まずこの今回の事案については、当時、課税をしていれば、当然ながら借地料にて少なくともその分を土地所有者に支払うというものでありますので、それが今に至っているということになりますので、金銭的に市が損失しているというものではございませんけれども、損害賠償としても議会に上程するに至ってしまっておりまして、また、土地所有者さんには一時的に御負担をしていただく形になっているということになって、そういう意味では御迷惑をおかけしてしまっておりまして、今後、このようなことが起きないようにしていくと、そういうこと、それがなすべきことと捉えておりますので、先ほど申しましたように、土地を借地したり、またその使用方法を変更する場合につきましては、当該土地の借用の、その該当する土地借用の所管グループと税務グループと密な連携をしっかりと図って情報交換を行っていくと。もうそういうことが重要なこととして考えておりますので、それに努めていきたいというふうに考えております。

また、3番目の損害賠償の求めてきた部分ということですがけれども、実際はもう単純に、単純にというわけではないですがけれども、5年間遡及をしてお支払いをしておりますので、それに対する対応を求められているということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第53号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第36条第1項の規定により、議案付託表のとおり福祉文教委員会に付託します。

なお、議案第53号につきましては、福祉文教委員会に付託しますが、説明のため、総務建設委員会所管の当局職員にも出席をしていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第55号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第5回）についてを議題として、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款、項、目、節をお示しいただくようお願いいたします。

初めに、歳入について質疑を行います。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 14款3項1目、ページ数でいきますと補正予算書の52ページ、総務費委託金ということで、自衛官の募集事務の委託金ということで2万円のほうが入っております。こちら、自衛官の募集ということなんですけれども、もともと国がやるべきことであって、今回のワクチンの接種とか、献血の依頼とか、様々ないろんな国からのそういう依頼されることはあると思うんですけれども、この自衛官の委託を受けるということにつきましては、何か法律とかそういうものでうたわれているのか。全然自衛官の方が、そういう広報の方が、この高浜市各自治体に行って募集をしたいということで、そこで働いていただくのであればまだ理解できるのですが、こちらが多分これ、そういった広報の仕事をしなければいけないということになると思うんですけれども、そのあたりがどのように何か法律とかで決められているのか、どういう形でこういう委託をされて、重点市町村ということでやらなければならないのかというところの御説明をまずいただきたいと思います。

それから、続きまして、18款1項1目、ページ数でいくと54ページになるかと思います。こちらが財政調整基金の繰入金と、森林環境譲与税の基金繰入金ということですが、こちらの2点につきまして減額補正と増額補正がそれぞれされているんですけれども、現在、この繰入金がこれで議決された後、どの程度基金として残っているかについて教えてください。

○議長（杉浦康憲） すみません、その前に。

14款3項1目の自衛官募集については、同様の質問が一般質問で柴口議員のほうからあったということと、今回、補正の2万円の件についてですので、その議案の範疇で答えていただければ結構だと思います。

行政グループ。

○行政G主幹（本多征樹） 自衛官募集事務委託金につきましてお答えいたします。

自衛官募集事務委託金につきましては、自衛隊法第97条第1項、そして自衛隊法施行令第114条から第120条までの規定によりまして、都道府県及び市区町村が法定受託事務として処理することとされております。自衛官、そして自衛官候補生の募集事務に必要な経費として、このたび自衛隊法第97条第3項の規定に基づいて防衛省から配分されるものということで、今回、補正を上げたところでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 財政調整基金の9月補正後の残高ですが、約10億円となっております。それと森林環境譲与税の基金の9月補正後の残高といたしましては、約600万円となっております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 自衛隊法で決まっているということで、これ、どこの部署が、具体的にどのような委託、今回の委託によって、どのようなことをされるのかということをお教えいただきたいというのと、いわゆるお金、これ本当に2万円だけですので、実質的な人件費が入っていないと思うので、各自治体の負担になるかと思うんですけども、これに関しては、うちはちょっと今回は、こういうことはちょっと人も少ないからできませんとかそういうことができるのかどうかというところの確認と、それから、先ほど言われた、財政調整基金の繰入金で10億円程度と言われたんですけども、これ10億円程度という程度というのがすごく重要で、これ10億円を超えているのか、超えていないのかという点についてお答えいただきたいのと、森林環境譲与税、こちらが多分もう今後1世帯当たり1,000円ですかね、課税されていくものがこういったところに使われていくというところの確認についてお願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G主幹（本多征樹） 今回の補正の増によりまして実施する内容におきましては、ラジオCMによりまして、公安系公務員ガイダンス実施の広告の回数を増やすというものでございます。以上です。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） すみません、財政調整基金の9月補正後の残高ですけども、約15億円となっております。

森林環境譲与税の基金ですが、今後の活用といたしましては、学校の長寿命化改良工事等に活用していく予定をしております。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 自衛官の重点市町村の指定を断ることができないのかということなんですけど、これについては、25年の11月に愛知県の総務部のほうから、こういった自衛官募集事務重点市町村指定要領というのが示されまして、ここで26年から令和6年度までどこが重点市町村として、県のほうから指定を受けておりますので、原則これを断るところはほかの自治体でもどこもございませんので、高浜市としても断ることは一切考えておりませんので、よろしく願いいたします。

〔「議長、すみません、答弁漏れ、お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 森林環境税ですか。森林環境税が今後集められて、それがこの今回のよう

に今後市町によってこうやって使われるか。その財源になるかということだったと思います。

財務グループ。

○財務G（清水 健） 森林環境譲与税の使途、目的、充当先なのですが、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないということで、本市といたしましては、長寿命化の改良工事に伴って、備品、そういった木材を使った備品等の購入に充当していこうと考えております。

○議長（杉浦康憲） 質疑を終結します。

〔「ごめんなさい、意味が違ったみたいで」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑を終結します。これで。

次に、歳出について質疑を行います。

6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） 補正予算書の66ページ、67ページの7款1項3目、観光資源開発費の高浜市観光協会活動事業費補助金についてお聞きします。

この補助金は、観光協会の新たなイベントへの参加に対する補助金と把握しておりますけれども、補正に至った経緯、それとどんなイベントを対象としているのか、また対象経費や実施内容について教えてください。

また、同ページの4目コミュニティ交通費の高浜市地域公共交通会議委員謝礼についても、この交通会議の謝礼をこの時期に補正する理由、それと、今後この会議でどのような議論を考えているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 初めに、高浜市観光協会活動事業費補助金の補正に至った経緯についてお答えのほうをさせていただきます。

まず、本年度は高浜市観光協会の今後の在り方について検討することとしており、4月以降、観光協会と協議のほうを重ねてまいりました。その協議の過程の中で、市内外に向けて本市の観光地や伝統、文化などの地域資源を広く情報発信することができる。また、本市への愛着を深めることにつながる、当初予定をしていなかった新たなイベントなどへの出展が可能となったことから、この出展に係る経費を支援するため、今回、補正をさせていただくものでございます。

次に、どんなイベントを対象としているのかの御質問でございますが、先ほどの目的を達成することが見込まれる市外で開催される全国的なイベント、あと、市内で開催される観光地のPRや伝統文化などの地域資源のPRにつながるイベントなどのほうを対象としております。

次に、対象経費でございますけれども、市外のイベントにつきましては、出展に係る経費として、主に運営費や会場費、それと交通費など、市内のイベントでは、運営費や広告費を対象経費としております。

次に、実施内容といたしましては、各イベントで本市の観光地であったり、あと伝統文化などの地域資源を紹介するためのチラシやパンフレットの配布、またポスターの掲示、あわせて出展ブースで本市のPR動画の上映などを実施していただくこととしております。

続きまして、高浜市地域公共交通会議の謝礼のほうをこの時期に補正をする理由でございますけれども、現在、運行形態を抜本的に見直すため、新たな運行形態としてA Iを活用したデマンド交通の導入を目指して地域公共交通会議のほうを進めております。これまでの会議におきまして、デマンド交通に対する方向性や実現性について議論のほうを深めてまいりました。今後もこの会議において、新たな運行形態に対する理解を得るため、会議を重ねる必要が生じたことから、このほど補正をさせていただくものでございます。

あと最後に、今後、この会議でどういう議論をという御質問でございますけれども、今後、会議ではA Iを活用したデマンド交通の仕様に関する議論を行い、合意形成を得ることを予定しております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 67ページの6款1項3目の明治用水中井筋改修事業につきまして、この工事、長年続いているようですけれども、これは一体いつ終了するのか、その工事終了時期についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 中井筋改修事業につきまして、こちらの事業の中にはかんがい排水事業中井筋地区、水環境整備事業中井筋2期地区というのがございまして、今回、補正をさせていただいておるのが水環境整備事業の中井筋2期地区ということでございます。

かんがい排水事業の完了年度ということで、本体のほうの完了年度が令和5年度が完了と、今年度が完了となっております。

先ほどお話しさせていただいた水環境整備事業につきましては、令和7年度が完了の予定となっております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、私のほうからは、すみません、先ほど観光推進事業のほうの質問がありましたので、そちらからちょっとさせていただきますと、67ページの高浜市観光協会活動事業費補助金ということで先ほど御説明いただいたんですけれども、まず、在り方を検討して、4月以降に協議をされたということなんですけれども、この協議というのは、来年度の予算づけのために多分前年度されるというのが、私は適当かなと思うんですけれども、なぜこの4月以降の協議になってしまったのかというところで、多分それで補正予算のほうも出てきているのかと思

いますので、そのあたりの御説明をいただきたいのと、先日の議案説明会で、どうする家康のイベント参加に向けてということで御説明があったんですけれども、先ほど市内と市外と2つPRの動画とか、チラシ、パンフレットとかそういうことをされるということなんですけれども、具体的に今回どういうところで活動されるのか、それから、どうする家康というのはもうじき何か終わっちゃうような気がするんですけれども、なぜそれに後からイベントに参加することになったのかというところの御説明をいただきたいと思います。

それから、その下、いきいき号の循環事業も今御説明がありました。これ、デマンド交通、できればこれ、いつからできるのかということ、デマンドに変えていただけるのかということの見通しを教えてくださいいただきたいのと、現在のこの会議の状況、どの程度まで進んでいるのか。それによって多分いつから導入できるのかということも分かるかと思いますが、その辺の見通しについて教えてくださいいただきたいのと、この地域交通会議ですか、こちら、やはりすごく多くの市民の方のどんなところに行きたいとか、どういうときに使いたいとか、多くの意見を入れるべきだと思っております。まずもってこの交通会議に市民の方の傍聴をさせていただけるようにしないと、なかなかうまくいかないのかなと思うんですけれども、そのあたりの御説明もお願いいたします。

取りあえずそこまでお願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） まず、観光協会活動事業費補助金でございますが、先ほど御説明いたしましたように、今年度、在り方を検討していくという中で、4月以降、観光協会のほうと度々協議のほうをしております。やはり今年度、観光協会のほうにも様々なイベントへの出展依頼だとかそういうようなものがございます。そこら辺につきまして、ぜひ、本市としても、やはり市内外の方に向けて、先ほども申しましたように、観光地だとか、伝統文化などの地域資源を広く情報発信して、かつ市民の方にも本市に愛着を持っていただくようなイベントだということもございますので、今回、それらのイベントへの出展費用を補正させていただいたものでございます。

あと、2点目で、じゃ、どこのイベントに出展するのかというところで、市外のイベントということで、三重県四日市のほうで開催のほうをされるB-1グランプリであったり、岡崎のほうで開催されるどうする家康、あと、市内イベントとしては、大山緑地で開催される市の指定無形民俗文化財である高浜おまんこ祭りへの出展であったり、県の無形文化財である吉浜細工人形をPRする人形小路の出展などでございます。

その中で、どうする家康の御質問がございましたが、どうする家康につきましては、やはり現在この地域、まだ愛知県で非常に盛り上がりをしてございます。そういう盛り上がりの中のイベントで観光協会と協力しながら本市をPRしていくというのは、本市のことを知っていただく上で非常に効果があるというふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

す。

次に、公共交通会議の謝礼のほうでございますが、まず、デマンドのほうの見通しでございますが、先ほど申しましたように、現在、新たな運行形態の検討に向けて、公共交通会議のほうで協議のほうを行っております、この協議の状況により決まっておりますので、御理解のほうをいただきたいかと思っております。

あと、5番目といたしまして、会議の状況ということでございますが、これまでの会議ではいきいき号のこれまでの経過であったり、現状のほうを説明いたしまして、コミュニティバスの今後の方向性だとか、本市が目指す姿だとか実現性というものを御議論のほうをいただきました。今後につきましては、先ほども申しました、仕様を御検討、御議論をいただきたいというふうに考えております。

最後、6番目で、傍聴の関係の御質問でございますが、実は、これまで一部の市民の方から、この公共交通会議に対する傍聴の申込みを受けておりました。その際は、制度の関係でちょっとお断りをさせていただいておりましたが、現在、他市の状況を見ますと、傍聴を可とお断り部分もございまして、現在、傍聴のできる方向で現在検討のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） これ、答弁漏れなんですけれども、観光協会のほうなんですけれども、これ4月以降に協議をして、今回補正で出てきているということなんですけれども、やっぱり前年度にしっかり協議して、来年度にどういうイベントがあつて、どういうことにお金をつけていくかということを、私はやるべきかなと思うので、なぜこういう形にされたのかというところを確認したいということの答弁漏れがございました。

それから、どうする家康とか、さっきB-1グランプリとかあったんですけれども、これ、どうする家康、特にいつからいつのイベントで、いつそういう募集とかそういうお話があったのかなというところを教えていただきたいと思っております。

それから、私のほうで通告してある2款2項1目、こちらが補正予算書の60ページ、賦課徴収費のほうなんですけれども、こちらで市税等徴収事業ということでシステム改修の予算が上がっております。これ、この時期に補正で上がってきた理由と、それからQRコード、このQRコードがどこについて、どのような利便性に、市民の利便性になるのか詳しく教えていただきたいと思っております。

それから引き続き、同じ60ページ、2款8項1目、基金の運用事業で、積立金として公共施設の整備基金積立金、それから障害者の福祉基金積立金、こちらが様々な補正によってこうして財源調整という、それから都市計画のほうも積み立てるということなんですけれども、様々な財源調整によって積み立てられますので、その積み立てられた場合の財源の金額を教えてください。

いのと、この都市計画事業、これ目的税になりますので、前から言っているように、都市計画税、利率を下げているところあるんですけども、高浜市はなかなか下げただけがないということで、もう一度、ここで新人議員さんもお見えですので、いつのどの時点までこれを積み立て、それをどのように計画をされて、どのような事業なのかというところを詳しく御説明いただきたいと思います。お願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 観光協会のことについて答弁させていただきます。

観光協会のそもそもの在り方を令和5年度に検討するというところで、基本的にはどうする家康、プラスアルファの少しマルシェというような活動はあるんですが、その程度に当初とどめていたんですけども、在り方を検討する中で、市内外にPRするというある程度の方針が固まってきたものですから、今年度下期、その試行の意味を含めて、来年度以降を見据えて、1回ここでこういう活動をやりたいというものが出てきたものですから、今の段階で補正をさせていただいて、下期以降の活動を行っていくということでございますので、通常ですと前年度に御要望いただいてこの翌年度の予算をつけるということでございますが、そもそも論の観光協会の在り方自体を現在見直している最中でございますので、このような状況になったということで御理解いただきたいというように思います。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 2点目の質問で、どうする家康の募集の時期についての御質問がございましたが、こちらのほう、観光協会のほうへの依頼のほうでございまして、具体的な時期については把握のほうをしておりません。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 2款2項1目の市税等徴収事業の補正予算に関して御説明いたします。

まず、この時期に計上をさせていただいた理由ですけれども、国民健康保険税につきましては、まず国の主導の全国一律の事務処理システムで運用されているものでございます。この令和5年度の当初予算の編成時において、この標準の事務処理システムにおいてQRコードの印字対応については示されなかったところでございます。この示された時期につきましては、令和5年3月にそのシステムがリリースされまして、その後、高浜市においてその運用に問題がないかを確認した経緯がございますので、この9月補正の時期に計上させていただいたものでございます。

もう一つ、もう一点の納税者における利便性ということですが、これは地方税お支払サイトというところへアクセスをしまして、納付手段としましては、クレジットカードの納付、それから、いわゆるスマホアプリでの納付などが納付手段として新たに追加されたところがございますので、利用者、納税者においては、いろんな選択肢での納付手段の方法が増えたというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 運用事業についてお答えさせていただきます。

まず、公共施設等整備基金の9月補正後の残高でございますが、約2億5,000万円となっております。

続きまして、都市計画事業基金につきましては、9月補正後といたしまして、約1億1,000万円となっております。都市計画事業の基金全て積み立てたものに対しましては、大清水排水区の雨水対策事業の工事費に充当していく予定をしております。またその後、都市計画税の活用といたしましては、今後、令和8年度まで公共下水道事業費が大幅に増加することが見込まれますので、そちらのほうに充当していく予定をしております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 障害者福祉基金の積立金でございますが、9月補正後の基金残高が132万5,453円でございます。今回、積立てに当たります22万円につきましては、6月下旬に市民の方から御寄附を頂いたもので、それを今回積み立てるというものでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それでは、69ページ、10款5項社会教育費、工事請負費1,062万7,000円をこの時期に計上する理由と、その内容と、原因についてお答えください。

それから、以前、2階、3階の展示室の雨漏りを修繕しておりますけれども、それとの関連はあるのかないのかもお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 予算書69ページ、10款5項5目の工事請負費の今回計上した理由、内容という御質問でございますけれども、まず、屋上修繕工事費につきましては、これは雨漏りに対する対応ということでございますけれども、場所としましては2階展示室の一部、それからライブラリーほんの森の一部ということで、6月2日の台風による強い大雨のときに新たに雨漏りが発生したというところに対する対応のものでございます。

それから、もう一つ、多目的トイレの改修工事費、すみません、過去に修繕とか行っているのではないかという御質問でございましたが、今申し上げたとおり、新たに発生した箇所ということでございます。

それから、多目的トイレの改修工事費でございますが、これは今年の3月補正予算のところで改修に向けての設計の予算を計上させていただき、御可決いただきました。今回、設計業務のほうが終わりましたので、工事費の設計額が出てまいりましたので、工事費のほうを計上させていただいたものでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） あと、これで美術館に対する工事は全部終了するわけでしょうか。お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、御質問の美術館の工事は全て終了するのかという趣旨がどういった趣旨かがちょっと分かりかねますけれども、私どもとしては、例えば施設、設備に不具合があればそれは適宜、緊急であれば緊急に対応する、また計画的に行うものであれば、計画的に予算を計上して対応してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） 補正予算書の58ページ、59ページの2款1項12目、企画費の地域日本語教育推進事業委託料について、今回補正をする理由と、どの期間の学習を予定されているのか。

同じく、58ページ、59ページの2款1項14目、電算管理費の情報系庁内LAN管理事業について。令和4年12月定例会で同僚議員が一般質問され、今回、おくやみ窓口の設置に向けて整備されているとのことで、大変うれしく思います。どのような方式で進められる予定なのか。また、全庁的に取り組まれると言われておりましたが、市民への周知はどのように考えているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 補正予算書58ページ、9ページのみんなでまちづくり事業の地域日本語教育推進業務委託料の補正理由でございますが、こちら、毎月、多文化共生コミュニティセンターと定例会ということで打合せをしていますが、その中で、最近子供さんたちの来所が増えているというようなところで、学校のほうにも早期適応教室あるんですが、要件が整わずになかなかまだそちらに入れない子とか、早期適応教室終わった後で、今回だと長期休暇に入っている子とかもいたんですけれども、なかなか早期適応教室だけではやっぱり日本語がまだまだ難しいというようなところで、実際親御さんからも御相談が多々あるよというようなことを定例会の中でお話ございました。そのため、そういった子供向けの日本語教室をちょっと来年度に向けて試行的に少しやっ払いこうじゃないかというようなことになりまして、この下期、補正後、契約変更等とありますので、その事務が終わり次第、早期に子供向けの日本語教室というものをちょっとやっ払いこうというようなことで、このタイミングで補正予算を上げさせていただきました。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 補正予算書58ページ、59ページ、情報系庁内LAN管理事業、本庁舎LAN回線等工事費の御質問についてお答えいたします。

まず、1つ目の御質問は運営方式についてという御質問だったかと思えます。

以前の一般質問で、恐らく専任職員を配置するというような一般質問があったかと思ひます。運営方法につきましては、おくやみ窓口に専任職員を配置する方法を考へておりまして、1つの手続が終わるごとに担当職員が入れ替わる方法、いわゆるリレー方式のようなことは考へておりません。関係部署が出席して開催いたしました、(仮称)おくやみ窓口の設置に係る打合せ会にて検討した結果、書かない、待たない、デジタル窓口のという視点、御遺族の立場に立ったサービスを提供するという視点などを踏まえ、専任職員を配置する方法により、御遺族、担当職員共に負担軽減となるようにしてまいりたいと思ひます。

続きまして、御質問が、全庁的に取り組んでいくのかどうか、今後の進め方についての御質問だったかと思ひます。

今年度に入りまして、関係部署との打合せ会を書面会議を含め3回開催し、先ほどの運営方法やスケジュールなどを検討してまいりました。また、全庁に対しては、おくやみ窓口で対応可能な手続の調査を行い、準備を進めているところでございます。今後は、オンラインで事前予約するためのフォームの作成やおくやみ窓口で使用する様式データの作成、実際、運営部署となる市民窓口グループでの準備などがありまして、引き続き関係部署を中心に進めていく予定でございます。

最後の質問が、市民への周知方法についての御質問だったかと思ひます。

予定としては、令和6年4月1日におくやみ窓口を開設できるように、今、準備はしているところでございますが、市民への周知方法としまして、事前の周知方法としましては、広報たかはま、公式ホームページでの周知を予定しておりまして、葬儀会社にも周知できればと思っております。また、御遺族の方に対しては、死亡届の提出時におくやみ窓口の案内チラシを直接お渡しして案内できるように検討しております。

以上です。

○議長(杉浦康憲) ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第55号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第36条第1項の規定により、議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○議長(杉浦康憲) 日程第5 議案第56号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)についてを議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款、項、目、節をお示しいただくようお願いいたします。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これをもって議案第56号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第36条第1項の規定により、議案付託表のとおり総務建設委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第6 議案第57号から議案第61号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

議案第57号から議案第61号について質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号から議案第61号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第7 議案第50号及び認定第1号から認定第8号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

議案第50号及び認定第1号から第8号について質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第8 決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第50号及び認定第1号から認定第8号までにつきましては、委員会条例第6条の規定により、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号及び認定第1号から認定第8号までにつきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、橋本友樹議員、荒川義孝議員、神谷直子議員、野々山啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、以上12名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名の議員を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

決算特別委員会、常任委員会の開催により、9月9日から9月26日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、9月9日から9月26日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、9月27日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時4分散会
